

ヤングケアラー・若者ケアラー支援グループ活動推進事業のご案内

事業の目的

ヤングケアラー・若者ケアラーが当事者や支援者に安心して気持ちを話したり、相談できる場づくりを推進します。

事業の概要

ヤングケアラー・若者ケアラーのピアサポート(当事者支援)等を行う団体が実施する交流事業について、必要経費を補助します。

ヤングケアラー・若者ケアラーとは…

大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面などのサポートなどを行っている(行っていた)子どもや30歳台までの若者を指します。

募集期間：令和8年7月31日(金)まで

補助対象となる活動

当事者会、地域団体やNPO法人、社会福祉法人等が行う、主な参加対象者が30歳台までの次のような活動を対象とします。

【補助対象となる活動】

参加対象者にヤングケアラー・若者ケアラーが含まれる※、当事者や支援者の交流会、茶話会

※参加対象者にご家族に障害者、要介護者、精神障害者、幼いきょうだい等のケアを必要とする方がいる30歳台までの方が含まれていれば対象としますが、実際にヤングケアラー・若者ケアラーであるかどうかの確認は不要です。

<事業期間：補助金申請した後の交付決定日から令和9年3月31日までに実施される事業>

補助の内容・金額

- ① 補助金額
ピアサポート等の交流事業 1回あたり5万円×回数が上限(千円未満切り捨て)
※1団体あたり年4回まで
- ② 補助対象経費
申請事業に直接必要な経費とし、主に次のとおりとします。
○人件費(事業実施に必要なアルバイト賃金等)、○講師等謝金、○講師等旅費、
○消耗品費(文具、用紙代等)、○印刷費等資料作成費、
○食糧費(1人あたり300円以下)、○通信運搬費、○保険料、
○会場使用料、付帯設備使用料、○委託料(他団体への一部事業委託)、
○備品購入費(単価30万円未満) 等

※ 事務所費用(家賃・光熱水費等)、交流会当日以外の食糧費等は対象外です。

※ 兵庫県及び兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業は対象となりません。

<補助対象団体>

県内に所在する次の団体が対象となります。

- (1) 当事者団体（ケアラー当事者の会、障害児者家族の会、きょうだいの会、認知症患者家族の会 等）
 - (2) 地域団体（自治会、婦人会、子ども会 等）
 - (3) NPO法人、社会福祉法人、子ども若者支援を行う団体 等
- ただし、団体の構成員が5人以上であることとします。

<提出書類>

- 交付申請書
 - 収支予算書
 - 補助金所要額調書
 - 補助金所要額内訳書
 - 事業計画書
 - 団体概要書、役員名簿又は構成員名簿（任意様式）
 - 定款又は会則の写し（定めていない場合は不要）
 - 誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）
- ※ 提出書類の様式は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。
- ※ 応募受付後、電話等で書類内容等の確認をする場合があります。

<応募方法>

- 所定の書類等を下記の提出先まで持参、郵送またはメールで提出してください。（募集期間内必着）
- 応募書類の作成にあたっては、必ず兵庫県ホームページにある「応募の注意事項」を参照してください。提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

<決定の連絡、補助金支払時期>

- 県において、提出書類の内容が本事業の対象となることを審査した上、補助金交付を決定します。また、提出書類で分からない点があれば、メール等で確認する場合があります。
- ※申請書提出後、1ヶ月程度で補助金交付の可否をお知らせします。提出書類に不備があった場合は、さらに時間がかかる場合があります。
- 事業内容等により、不採択や補助金減額の場合があります。
 - 補助金は、事業完了後に提出される実績報告書等を県が確認した後、随時、指定された口座に振り込みます。

<問い合わせ先・提出先>

兵庫県 福祉部 地域福祉課 地域福祉班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館5階

TEL: 078-362-9187 E-mail: chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県ホームページ: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/young-carer3.html>

※ 申請に必要な書類は県ホームページからダウンロードできます。

